



| | |
|--------------|---|
| Title | 図面の省略された意匠登録出願について : 意匠審査基準の改訂を例に |
| Author(s) | 青木, 大也 |
| Citation | Design protect. 2018, 31(2), p. 2-8 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/81466 |
| rights | |
| Note | |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

図面の省略された意匠登録出願について

——意匠審査基準の改訂を例に

大阪大学大学院 法学研究科 准教授 青木大也

I. はじめに

平成30年5月1日から新しい意匠審査基準(平成30年4月27日改訂版)が適用されることになった*1。改訂の内容として、①底面図の記載が不足する出願の願書及び図面の記載の取扱いと、②意匠登録を受けようとする部分を特定する方法に関する願書の記載の取扱いが挙げられている。本稿ではこの内の①の点に注目し、その趣旨や、図面を欠く箇所についてどのような意匠の認定がなされるべきなのか、その取扱いをめぐる問題を整理し、若干の検討を加えることとしたい。

*1 特許庁HP参照 https://www.jpo.go.jp/shiryu/kijun/kijun2/isyou-shinsa_kijun.htm (2018/04/27閲覧)。

II. 意匠審査基準改訂の内容

1. 意匠法及び意匠法施行規則の内容

意匠法は意匠登録出願に際して、願書とともに図面等を添付することを要求している(意匠法6条1項)。そのうえで、図面代用写真等の例外を除いて(同条2項)、意匠法自体には、図面の提出の省略を認める規定はない。

ただし、意匠法施行規則において、様式6の備考という形で、図面の提出に関する省略を認める規定が用意されている(備考8~10)。このうち備考8については、「立体を表す図面は、正投影図法により各図同一縮尺で作成した正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図をもつて一組として記載する」ことを前提としつつ、例えば「正面図と背面図が同一または対称の場合」には「背面図」を省略できるとし、その場合はその旨を【意匠の説明】の欄に記載することが求められている。この場

合、省略された図面(上記の例で言えば背面図)によって表現されるべき内容は、残りの図面(上記の例で言えば、正面図)によって特定にされるものと考えられる(残りの備考9、10についても、概ね同様の理解が当てはまる)。すなわち、ここでの図面の省略は、端的に別途対応する提出された図面があれば十分で、余計な図面を提出する必要がないという手間の問題であって、図面の内容について何らかの考慮が必要となるものではないと考えられる点に、留意する必要がある*2。

2. 従前の意匠審査基準の内容

以上を承けて、意匠審査基準21.1.2(1)では、「願書または願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したとしても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せない場合、意匠が具体的なものとは認められない」とした上で、「⑩立体を表す図面が下記に該当する場合」の下に「(iii)6面図が揃っていない場合(立体的なものの場合)」が掲げられている。ただし、これについては、上記施行規則において明示されていた例外のほかに、以下の例外が掲げられていた(ただし、部分意匠に係る例は除く)*3。

「ハ 大型の機械などであって、設置または定置してあるために常時は底面を見ることができないものについて、底面図を省略した場合

ニ 大型の車両などの重量物であって通常は底面を見られることがなく、かつ底面図がなくとも意匠を正確に把握することができるものである場合において、底面図を省略した場合」

すなわち、大型の機械や重量物等の通常底面を見ることがない物品については、その底面図を省略することを認めるものである*4。

3. 意匠審査基準の改訂の趣旨

その上で近時、「我が国を指定する国際意匠登録出願においては、底面に係る図の記載が不足するものや、底面図の省略が可能な場合であっても、当該省略に関する「意匠の説明」の欄の記載の無いものが見受けられ、これを理由とした拒絶通報が一割程度なされている」ことが指摘され、意匠審査基準WGにおいて、意匠審査基準の改訂の要否が議論された*5。

その結果、以下のような方向性が示された*6。

現行意匠審査基準における、「意匠が具体的なものであること」の要件は変更せず、従来から「大型の機械など」に限定して、底面図の省略を認めていた取扱いを変更し、以下の要件に限って、底面図の記載が不足していても、意匠が具体的であるものと認めることとする。

すなわち、「大型の機械など」と同様、床面や卓上などに置いて使用し、使用時に持ち上げることがなく……通常は底面を見ることがないものにおいて、底面図が不足していても、他の願書及び図面の記載を総合的に判断すれば、具体的な意匠の内容を導き出すことができる場合は、意匠が具体的であるものと認める。

車両などの重量物についても引き続き、底面図が不足していても、他の願書及び図面の記載を総合的に判断すれば、具体的な意匠の内容を導き出すことができる場合は、意匠が具体的であるものと認める。

したがって、当該底面図の不足に関する意匠の説明の記載がなくても、具体的であるものと認める。

4. 意匠審査基準の改訂の内容

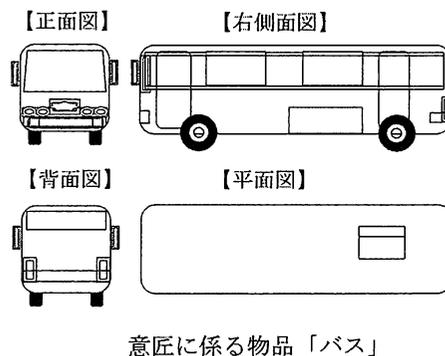
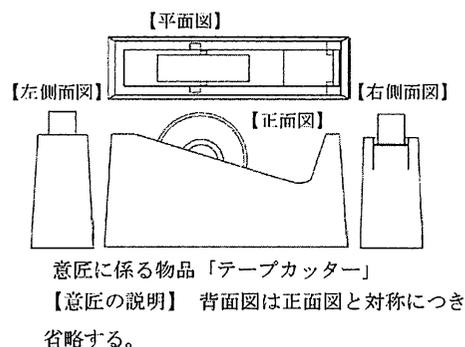
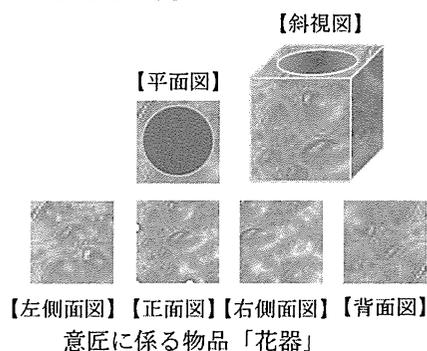
以上の方向性にしたがって、最終的に、当初の例外

が以下のように改められた。

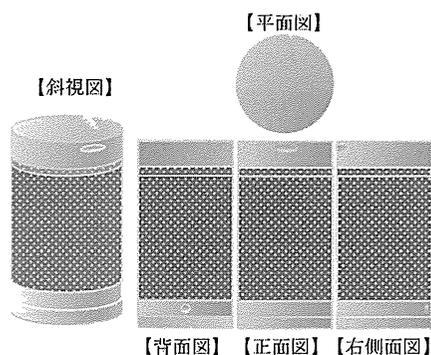
「底面図が不足する場合であっても、以下のaまたはbであって通常は底面を見られることがなく、かつ、底面図がなくても願書及び図面の記載を総合的に判断すれば、具体的な意匠の内容を導き出すことができる場合、

- a 床面や卓上などに置いて使用するもの
- b 車両などの重量物」

●底面図がなくても意匠が具体的と認められるものの例



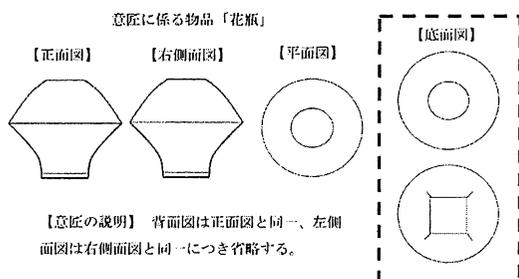
【意匠の説明】 左側面図は右側面図と対称につき省略する。



【背面図】 【正面図】 【右側面図】

意匠に係る物品「スピーカー」
 【意匠の説明】 左側面図は右側面図と対称につき省略する。

●底面図がなければ意匠が具体的に認められないものの例



【意匠の説明】 背面図は正面図と同一、左側面図は右側面図と同一につき省略する。

※この例では、右枠内のように、様々な態様が想定されるため、具体的な意匠を導き出せない。

- * 2 もちろん、図面が提出されていても、細部まで精緻に表現されているとは限らず、その意味で形態が完全な一義には定まらず、程度問題ではあるが、意匠法等が予定する省略は、通常の図面が提出された場合と差がないレベルの認定が可能な場合と評価できるように思われる。
- * 3 なお、意匠法及び意匠法施行規則にない図面の省略を、意匠審査基準を以って認めてよいかは、(実体的な問題は後に検討するものであるが) 法形式的な点において検討の余地があるように思われる。
- * 4 高田忠著『意匠』(有斐閣 1969) 328頁参照。
- * 5 「願書及び図面の記載要件の取扱いに係る問題の所在と対応の方向性(案)」2頁。https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/new_isyou_seido_wg11shiryou/05.pdf (2018/05/06閲覧)。
- * 6 前掲「願書及び図面の記載要件の取扱いに係る問題の所在と対応の方向性(案)」4頁。

Ⅲ. 検討

1. 図面の省略の趣旨

意匠を認定するにあたっては、願書の記載および図面等によるものとされているところ(意匠法24条2項参照)、6図面が揃っている場合には、通常あまり問題とならない点である。しかし、図面が省略された場合には、その取扱いが問題となり得る。

この点、意匠法や意匠法施行規則における図面の省略は、Ⅱ. 1で述べたように、不足する図面の内容が他の図面から把握することのできる場合に限り、意匠審査基準では、大型の機械や重量物等の通常底面を見ることのない物品について、(底面の形態が)必ずしも一義に定まるとは限らないと思われるにもかかわらず、図面の省略を認めていることが窺える。そして、今般の意匠審査基準の改訂によって、その範囲が大型機械などに限らず、「床面や卓上などに置いて使用するもの」一般に拡張された、と整理することができるだろう。意匠審査基準においては、「底面図がなくても願書及び図面の記載を総合的に判断すれば、具体的な意匠の内容を導き出すことができる場合」とされているが、これは意匠法や意匠法施行規則が想定する図面の省略(実質的には図面が提出されていて、それによって一義に認定される)の状況とは異なるものと考えられる。

このように、意匠法等の予定する図面の省略とは異なる場合の省略を認める趣旨として、出願人の便宜との関係で、省略を認める必要性(特に国際意匠登録出願における対応が今般の改訂で示唆されている)が指摘できる。その上で、許容性として、後述するように、適切な要件のもとで図面の省略を認め、形態が一義に定まらない場合を認めても、当該箇所が通常その意匠の要部となることがない(意匠の認定、類否判断等に影響を与えない)、という点が挙げられよう*7。

その関係で、どのような要件を満たせば図面の省略を認めてよいのか、またそこで認定されるべき具体的な意匠の内容はどのようなものであるか、あるいは、誰の視点でそれを判断するのか、といった点が、問題となり得る。

2. 審査基準における省略の要件

新しい意匠審査基準については、

- ①「aまたはb」に該当するものである場合
- ②「通常は底面をみられないことがない」場合
- ③「底面図がなくても願書及び図面の記載を総合的に

に判断すれば、具体的な意匠の内容を導き出すことができる」場合

の3つの要件に整理することができる。これらの妥当性について、以下に若干の検討を加える。

まず、「aまたはb」に該当するものである場合が要求されている。これについては、限定列挙であることが指摘されており*⁸、a類型またはb類型に該当しないものについては、底面図の省略は認められない運用となっている。既に述べたように、今般の意匠審査基準改訂については、我が国を指定する国際意匠登録出願との関係で、底面図を欠くものが相当数なされていることに対応することが理由として掲げられている。底面図を欠く場合は、a類型またはb類型に該当しないものであってもあり得るところではあるが、意匠法は、図面の省略を限定的に認めるに過ぎないものであることから、今般の意匠審査基準改訂は、上記のような国際意匠登録出願との関係で、必要な範囲で省略を認めるに留めたものと解される。もっとも、この図面の省略は、意匠法や意匠法施行規則において認められている単なる省略とは異なるものと整理されることから、この方向での図面の省略をめぐる、a類型またはb類型に該当する場合に留めておくべきかは、後述するように別途検討を要するところと思われる。

次に「通常は底面をみられないことがない」場合に該当することが必要であるとされているが、これがどのタイミングにおいて充足されるべきかが問題となり得る。この点、意匠審査基準の注においては、a類型の場合との関係で、「床面や卓上などに置いて使用するものとは、使用時に持ち上げることのないものをいう。例えばティーポットのように、持ち上げて使用するものは除く。(参考：平成12年(行ケ)58号「ティーポット」事件)」との記載が見受けられる。すなわち、使用時における「通常」を念頭に置いた規範であることが窺える。もっとも、参考とされている東京高判平成12年10月24日平成12年(行ケ)58号「ティーポット」は、「本願意匠や引用意匠に係る物品は、ティーポットであって、これらの物品は、取引される際にも使用の際にも、取引者・需要者が

全体的に観察するのが通常であるから、……両意匠が、看者の注意を最も強く引く部分である基本的構成態様のほとんど、より具体的には、取付台部を除いたすべてを共通にして、全体としてまとまった意匠を形成し、看者に視覚を通じて一つの美感を与えていること……からすれば」、当該事案において原則として類似性を認めると判示されたものである。ここでは、使用時だけでなく、取引時においてどのような観察がなされるかもチェックされているのであり、上記意匠審査基準におけるタイミングとは異なる点もあるように見受けられる。もちろん、使用時に観察される意匠は取引時にも観察されることが通常であると思われることから*⁹、使用時をひとまずのメルクマールとすることに合理性がないわけではない。ただし、本来は、意匠法における意匠の認定や類似性判断のタイミングについて、より理論的な検討が求められていると指摘できよう。

最後に、「底面図がなくても願書及び図面の記載を総合的に判断すれば、具体的な意匠の内容を導き出すことができる」場合であることが求められている。既に述べたように、意匠法等が念頭に置いている省略のパターンとは異なり、当該底面の意匠を、図面を用いて一義的に定めることは困難である。ここで述べられている「具体的な意匠の内容を導き出すことができる」の内容としては、審査対象や権利範囲の画定に必要な限りにおいて把握されれば足りるという意味合いと理解することができ*¹⁰、後述のように、これらに影響しない形での形態の認定がなされるように考えられる。

3. 図面を欠く形態の認定—主観的基準

1) 意匠の認定の場面

意匠登録出願に係る意匠の認識主体が誰であるかは、図面の省略された意匠を認定するうえで重要な要素となり得る。

この点、意匠法6条3項では、「その意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品の材質または大きさを理解することができないためその意匠を認識することができ」るかどうか

かが問題とされており、これに鑑みると、いわゆる当業者による認識が基準となるように考えられる^{*11}。今般の意匠審査基準改訂の対象である図面の省略に関しても、従前同様「その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて」意匠の内容を導き出すことができるかを検討するものとされており^{*12}、この点に沿うものといえよう。

そのうえで、本稿の問題関心との関係では、意匠法等で要求される手続を取っていないにもかかわらず、なお当業者の認識によってそれを補ってよい場面があるのか、という点が、なお検討されるべき問題として提示することができる。

この点については、以下意匠法6条7項(意匠に係る物品の全部または一部が透明である場合)に関する裁判例が参考になろう。6条7項は、「その意匠に係る物品の全部または一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなければならない」と規定し、それを承けた意匠法施行規則が様式を規定している。したがって、そのような願書の記載がない場合に、例えば侵害訴訟において、当該部分が透明であるとの主張をすることはできないものと解される^{*13}。しかし、輸液容器の意匠が問題となった事例において、裁判所は、「これらの規定は、意匠の内容を正確に表現するためのものであるから、願書の記載及び願書に添付した図面に記載された内容から、当業者であれば自明のものとして理解される内容については、必ずしも願書または願書に添付した図面には明確に記載されていなくとも、なお意匠の内容として把握することが可能である」と判示したうえで、「輸液容器の物品としての性質からすれば、…内部の輸液の残量の確認や両頭針のバイアルへの刺通の様子を外部から確認できることが輸液容器として当然に求められ、それが透明または半透明であることは、当業者にとっては自明の事柄であるというべきである」として、願書の記載がないにもかかわらず、当業者の認識を前提に、当該意匠が透明であることを認めている^{*14}。

2) 類似性判断の場面

一方、公知意匠との類似(意匠法3条1項3号)や、意匠権侵害に係る意匠の類似が問題となる場面においては、需要者による判断が求められている(24条2項)。近時の裁判例は、一般に、「意匠の類否を判断するに当たっては、意匠を全体として観察することを要するが、この場合、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらに公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、取引者・需要者の最も注意を惹きやすい部分を意匠の要部として把握し、登録意匠と相手方意匠が、意匠の要部において構成態様を共通にしているか否かを観察することが必要である」との規範を用いることが多いようである^{*15}。

この点、意匠の認定の主体(当業者)と、その類似性の判断主体(需要者)が異なることは適切ではないとして、実質的には両者が重複するとする見解も見受けられる^{*16}。しかし、両者が重複することもあるが、重複しないこともあるように思われ、論理的には、当業者の観点から認定された意匠について、需要者の観点で類否を判断するという形で、運用されることになるように思われる。

4. 図面を欠く形態の認定—形態の認定方法

その上で、図面の省略される形態、すなわち改訂意匠審査基準における図面の省略された底面の形態について、どのような意匠と認定すべきかが問題となる^{*17}(もっとも、現在の意匠審査基準が念頭に置いている物品に関しては、底面は通常、物品の性質から、要部となりにくいものと考えられるため^{*18}、どのような形態とするにせよ、類否判断等に影響を与えないようにも思われる。その意味で、理論上の問題に過ぎない可能性は十分にある。)

一つの考え方として、図面がない以上、底面の形態を認定しないことも考えられよう。その場合、当該箇所については形態が認定されず、結果として、要部認定や類否判断に影響を与えないと整理されることになろう。もっとも、少なくとも現行意匠法の求める原則である6面図を提出した場合との平仄ひょうそくを合わせるためには、(實際上影響はなく、結

論に差はないと考えられるものの)やはり何らかの形態を認定する必要があるようにも思われる。

もう一つの考え方として、何らかの形態を当該底面について認定する方法がある。図面がない以上、ここでは、当該形態の認定主体である当業者の観点から、ありふれた形態を認定する、という考え方があり得よう。この場合、意匠権侵害訴訟等において、意匠の要部を認定する際に、当該図面の省略された底面自体は要部となり得ないことに留意する必要がある。既に述べたように、意匠の類否判断において用いられている規範に沿って整理すれば、当該底面は物品との関係で通常要部となり得ない。また実質的にも、図面の存在しない場合を有利に扱う必要はないであろう。このような実質的考慮から、当該底面については、需要者にとっても特徴のないありふれた形態が認定されると整理されようか。

なお、意匠権侵害訴訟における被疑侵害者は、自己の製品の底面に特徴がある場合には、その点を主張することを認めるべきである。意匠の類否判断に際しては、要部の共通性が決定的な役割を果たすものの、最終的な全体比較において、非侵害となる可能性がないわけではないように思われるためである*19。この点は、後述の部分意匠との関係で一つの差異となるように思われる。

5. 省略を認める場面の拡大の可能性

1) 図面の省略を認める趣旨と、その拡大可能性

既に述べたように、今般の意匠審査基準改訂では、図面の省略を認めるのは、a類型とb類型に限定するものとされている。したがって、例えば、本棚の背面など、a類型またはb類型にあてはまらないものについては、たとえ一般に要部にならないと考えられる部分に係る図面についても、省略を認めるものではないようである。

しかし、ここで図面の省略を認める趣旨は、意匠法が当初予定していたような、図面を提出しなくても一義に定まるところから、省略を認めても差支えない場合であるということにシフトしつつあることが見受けられる。

今般の意匠審査基準改訂は、国際意匠登録出願に対する対応としての位置付けとなっているが、上記の趣旨からすれば、今後の拡大の余地を含むものと評価することができるだろう。例えば、設置物や重量物に限らず、通常の使用時に認識しない形態に係る図面について、省略を認めるという運用も、趣旨からすれば想定され得るように思われる。

一方、上記の趣旨が、意匠登録出願人のイニシアチブによる権利不要求等を意図とした図面の省略にも及ぶかは明らかではない。重複する場面こそあれ、通常要部とならない箇所に係る図面の省略に限る趣旨からは、直接には未だ含意されていないということになるだろうか。ただし近時、産業競争力とデザインを考える研究会報告書『「デザイン経営」宣言』別紙『産業競争力の強化に資する今後の意匠制度の在り方』2.3.3において、「国際意匠登録制度や外国の意匠登録制度との調和を意識しつつ、図面要件の緩和について、部分意匠の取り扱いも含めて検討を進めるべきではないか」との指摘がなされており*20、その含意によっては、図面の省略をめぐる更なる議論を呼ぶ可能性がある。

2) 部分意匠制度との関係

ただし、既に現行の意匠審査基準においても制度間の抵触があり得るものとして、意匠法特有の制度である部分意匠制度(意匠法2条1項括弧書き)との関係は、整理される必要があるだろう。例えば、車両の底部について破線で描いた部分意匠を対象とした意匠登録出願と、図面の省略を認める意匠審査基準を適用して、底面図を省略した全体意匠の意匠登録出願との関係をどう整理するべきであろうか。

この点、部分意匠登録出願における破線部は、位置等に影響を与えたとの指摘がありつつも、当該破線部の形態は類似性判断に影響を与えないとされている*21。これは侵害時を例にとってみると、被疑侵害者は、破線部に相当する部分の被疑侵害品の意匠について、その差異を主張しても、類似性判断に影響がない、ということを目指す。一方、既に述べたように図面の省略はあくまで全体意匠であることか

ら、可能性は小さいものの、被疑侵害者による省略箇所に相当する個所の形態の差異を主張することが奏功する余地があるものと解される。

もともと、このような帰結や、部分意匠を特別な制度と整理し、全体意匠と明確に線引きすることが適切かは、既に議論のあるところである*22。特に、今後権利不要求等を意図した図面の省略についても検討されることがあれば、その調整はより重要となるだろう。

- * 7 高田前掲書328頁では、「意匠によっては底面の形状および模様が意匠の重要な構成要素とならない場合がある」と指摘されている。
- * 8 第11回産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準WG議事録を参照。https://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/shingikai/pdf/new_isyou_seido_wg/new11_gjiroku.pdf (2018/05/06閲覧)。
- * 9 その逆、すなわち、取引時を基準とするものとして、知財高判平成18年3月31日判時1929号84頁【コネクター接続端子】にて検討された、肉眼で把握することのできない意匠に関する議論がある。
- * 10 意匠審査基準21.1.2においては、「美的創作として出願された意匠の内容について、具体的な一の意匠として導き出すことができればよく、願書に添付した図面等についてみれば、必ずしも製品設計図面のように意匠の全体について均しく高度な正確性をもって記載されていることが必要となるものではない。
換言すれば、例えば、願書または願書に添付した図面等に誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していても、それが以下のいずれかに該当する場合は、具体的な意匠と認められる。
①その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断…した場合に合理的に善解し得る場合
②いずれが正しいか未決定のまま保留しても意匠の要旨の認定…に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備である場合」
との言及がある。
- * 11 裁判例として、例えば大阪地判昭和63年12月22日無体集20巻3号507頁【釣りざお】を参照。梅澤修「意匠法の問題圏第17回一意匠法の表現と認定Ⅱ」DESIGN PROTECT 116号(2017) 17頁、23頁も参照。
- * 12 意匠審査基準21.1.2。
- * 13 例えば、東京高判平成8年9月11日平成7年(ネ)4741号【電子レンジ用蒸し器】は「意匠に係る物品の全部または一部が透明であるときは、その旨を願書及び添付図面に記載しなければならないところ、本件登録意匠の願書には、物品が透明であることの記載はなく、添付図面の平面図にも透けて見える部分として蒸気孔等は記載されていないから、本件登録意匠の蓋体が透明なものとは認められない」と判示する。
- * 14 大阪地判平成10年9月22日平成9年(ワ)5492号【輪液容器】。控訴審である大阪高判平成12年2月23日平成10年(ネ)3150号でも維持されている。
- * 15 知財高判平成23年3月28日平成22年(ネ)10014号【マンホール蓋用受枠】。審査の場面でも、実質的には同様の規範が採用されていると指摘されている。茶園成樹編『意匠法』(有斐閣2012)106頁【茶園成樹】、愛知靖之・前田健・金子敏哉・青木大也著『リーガルクエスト知的財産法』(有斐閣2018)339頁【青木大也】参照。なお、無効審決取消訴

訟について同旨の規範を採用したものとして、知財高判平成29年9月27日平成29年(行ケ)10048号【建築扉用把手】も参照。

- * 16 梅澤前掲論文23-34頁、満田重昭・松尾和子編『注解意匠法』(青林書院2010)209-210頁【梅澤修】。
- * 17 なお、意匠登録を受け、意匠公報に掲載されると、引用例としての評価も受けることとなるが、本稿ではこの点は措く。
- * 18 茶園前掲書110頁【茶園成樹】参照。
- * 19 茶園前掲書109-110頁【茶園成樹】参照。
- * 20 http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20180523001_02.pdf (2018/05/25閲覧)。
- * 21 部分意匠の類否につき、意匠審査基準71.4.2.2.1。部分意匠の類否等については、https://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/chousa/h29_houkoku.htm (2018/05/06閲覧)掲載の、茶園成樹「部分意匠の類否判断について」知的財産研究教育財団『平成29年度知的財産に関する日中共同研究報告書』166頁、青木大也「部分意匠と全体意匠—その関係について」同178頁を参照。
- * 22 例えば、意匠法9条(先願主義)の適用をめぐる、青木前掲論文182頁を参照。

IV. おわりに

我が国の意匠法は6面図の提出を原則とするが、この点は必ずしも諸外国において貫かれる原則ではない。例えば、欧州共同体意匠制度においては6面図を強制しておらず*23、出願人は(6面図を含めることも多いであろうが)他の図面を提出することもあり得るところである*24。

先に触れたように、図面要件の緩和は今後の検討課題として示唆されているところであり、今般の意匠審査基準の改訂は、その手始めと評価されるかもしれない。図面要件の緩和を巡って生じる諸問題への対応に際して、本稿がその一助となることがあれば幸いである。

- * 23 欧州共同体意匠制度における運用として、Community Design implementing regulation 4(2)を参照。
- * 24 松井宏記著『共同体商標と共同体意匠の実務—ヨーロッパにおけるブランドとデザインの保護』(発明協会2010)254頁参照。